

## Q & A 採用試験や勤務条件について

**Q 商工会とはどのような組織ですか？**

A 商工会は、主として町村における商工業の総合的改善発達を図るとともに社会一般の福祉の増進に資することを目的として、法律（「商工会法」）に基づき設立された「特別認可法人」です。

商工会は、全国の市町村に1,660（平成29年4月1日現在）設立されており、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動を行っています。

**Q 一般契約職員とはどのような仕事を行うのですか？**

A 主に、小規模事業者への経営指導業務のサポート業務および、地域振興業務のサポート業務に携わっていただきます。その他一般事務に関する対応などを行っています。

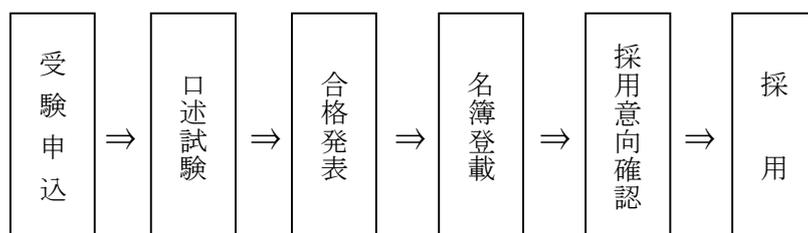
その他にも、商工会では多くの事業者の方のビジネスパートナーとして、地域の視点に立った活動を行っていますので、そのサポートを行っていただきます。

**Q 試験に合格すれば採用されるのですか？**

A 合格者は、採用候補者名簿に登載されます。なお合格者は、採用を辞退される方を考慮して3名程度になります。

**Q 採用までの仕組みはどうなっていますか？**

A 採用試験と合格者の発表、名簿登載後、採用手続きを行います。合格者には名簿登載順に、就職の意向についての確認を行った後、採用内定をします。採用者は1名です。



【一般契約職員用】

Q 給与等はどのくらいですか。

A 給与月額 150,000円  
期末・勤勉手当 年12万円（令和元年度実績）  
要件に該当する場合、通勤手当等が支給されます。

Q 勤務時間はどのようになっていますか。

A 午前8時30分から午後5時15分です。  
お昼に1時間（午後零時から午後1時）の休憩時間があります。

Q 休暇はどうなっていますか。

A 週休2日制です。原則、毎週土・日曜、国民の祝日と年末年始が休日です。  
有給休暇は1年間で最大20日です。  
これらのほか、結婚、忌引等の場合の特別休暇があります。

Q 勤務地についてはどうなっていますか。

A 坂井市商工会管内の本支所です。